

「北上川上流ダム再生事業環境影響評価方法書」に対する岩手県知事意見

令和5年7月7日

国土交通省東北地方整備局宛て

本事業は、国土交通省東北地方整備局が岩手県盛岡市と滝沢市の行政界域において、既存の四十四田ダムを2m嵩上げして湛水面積約430haを確保することにより、新たに洪水調節容量を約20%増強し、盛岡市の治水安全度の早期向上を図るものである。

一方、嵩上げ後に湛水面積が増加することから、周辺環境への影響が懸念される。

四十四田ダムには、旧松尾鉦山に由来する堆積物が堆砂していることから、ダムの供用と平行して実施される工事における水質の安定性の変化を詳細に調査・予測する必要がある。加えて、大気、動物・植物、人と自然との触れ合いの活動の場などの環境要素に係る調査、予測及び評価の手法に留意すべき点がある。

このため、本事業の実施に当たっては、下記の措置を適切に講じ、その結果を準備書に記載すること。

記

1 総括的事項

- (1) ダム内の堆砂の工事中の巻き上げや、土石等の建設発生土に含まれる可能性のある有害物質の拡散を回避するよう、工事における安全性を確認すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく岩手県指定鳥獣保護区及び岩手県自然環境保全指針（平成11年3月策定、令和3年3月改訂）で定める「優れた自然」評価図において重要性が高いと区分される保全区分A、B及びCランクの重要な自然環境のまとまりの場が存在するため、周辺環境に対する影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を適切に検討すること。
- (3) 湖岸には、特定外来生物のアレチウリとオオハンゴンソウ、生態系被害防止外来種のイタチハギなどが大量に繁茂しており、周囲及び下流へ拡散し

ている。このため、建設発生土の運搬による外来植物の更なる拡散が行われないよう留意すること。また、建設発生土処理予定地の土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ること。

2 個別的事項

(1) 大気

ア 工事用資材等の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測・評価すること。また、その地点の音響エネルギーが最大と考えられる根拠を準備書において示すこと。

イ 騒音に係る環境基準に基づく地域類型が指定されていない「妻の神鍋屋敷集落」について、環境基準の準用を適切に実施すること。

(2) 動物

ア 四十四田ダムを囲むように内水面漁業が営まれている河川が多数存在しており、事業者のヒアリング結果から過去にアユの冷水病が確認されている。本事業の実施にあたり、地元の漁業組合等から説明会実施の要望があった場合は適切に対応すること。

イ いわてレッドデータブックに掲載されているカワネズミ及びトウホクサンショウウオ等の両生類の重要種については、発見が困難な水域を生息環境とする個体数の少ない種であるため、その生息域の把握にあたっては、必要に応じて、環境 DNA の分析技術等の最新の知見に基づく調査を実施すること。

(3) 植物

ア 対象事業実施区域には重要種の種子植物と蘚苔類が生育しており、特に種子植物 1 種については県内最大規模の生育地が所在すると考えられているため、保全策の検討が必要である。対象事業実施区域及び周辺において丁寧に生物調査を実施したうえで、その結果を準備書において示すこと。

イ 付着藻類については、同一調査予定地点であっても河川の流速が大きい場所と小さい場所では生育している種類が大きく異なるため、物理環境の違いを考慮して調査を実施すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場の利用実態から活動の状態を把握し、直接改変のみならず、騒音等の他の環境要素の予測結果を参照した上で、触れ合い活動の場に対する間接的な影響を予測すること。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。